

大分大学医学部附属病院サービス・国際化推進委員会細則

平成21年3月25日制定

平成21年医学部附属病院細則第4-6号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）において患者（外国人患者を含む。以下同じ。）その他の来院者に対するサービスの向上を推進するために設置する、大分大学医学部附属病院サービス・国際化推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 窓口業務の改善に関する事。
- (2) 患者接遇の改善に関する事。
- (3) 院内環境の整備に関する事。
- (4) 外国人患者の受入れ等本院の国際化の整備に関する事。
- (5) その他本院のサービスの改善及び国際化に関する事。

(改善計画の策定及び実施)

第3条 委員会は、前条の審議結果に基づき、改善計画を策定するものとする。

2 委員会は、必要に応じ、関係する委員会、診療科、診療施設等に対し、改善計画の実施を推進するための検討を要請するものとする。

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 診療科長 1人
- (2) 栄養管理委員会委員長
- (3) 検査部長、放射線部長、医療情報部長及び卒後臨床研修センター長
- (4) 薬剤部長
- (5) 看護部長
- (6) 医学・病院事務部長
- (7) 医事課長
- (8) その他病院長が必要と認める者

2 前項第1号及び第8号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第5条 前条第1項第1号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の特例)

第8条 前条の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは該当議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第9条 委員が事故等やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名した代理者を委員会に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第11条 委員会に、患者の意見、要望等を本院に反映する方策を検討するため、専門部会として、大分大学医学部附属病院サービス改善専門部会を置く。

2 前項に規定する専門部会のほか、必要に応じて委員会に専門部会を置くことができる。

3 前二項の専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 委員会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。

2 この細則施行の前日に任命されている第4条第1項第1号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 大分大学医学部附属病院サービス推進委員会規程（平成16年医学部規程4-16号）は、廃止する。

附 則（平成26年医学部附属病院細則第4-12号）

この細則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第4-7号）

この細則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成31年医学部附属病院細則第4-3号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部附属病院細則第4-16号）

この細則は、令和6年5月29日から施行する。